

いじめ事態調査報告書に対する所感

令和8年3月27日

川崎町いじめ問題専門委員会の皆様

川崎町教育委員会 教育長 様

提出者(保護者):

1. 調査報告書の受領にあたって

委員長、委員、委員におかれましては、多大な時間を費やし、事実関係を精査した報告書を作成いただきましたことに深く感謝申し上げます。本報告書は、長年放置され続けてきた事実に光を当てたものであり、私たち家族にとって納得のいく内容でした。

2. 解決に至るまでの経緯と既存システムの限界

本問題の解決を求め、文部科学省、県教育委員会、法務局、警察、カウンセラー等、あらゆる機関へ相談を重ねてまいりました。しかし、その多くは「傾聴」に留まり、実効性のある解決(介入)には至りませんでした。

- 相談窓口の形骸化: 学校で配布される相談窓口は、受付時間の制限や繋がりにくさなど、緊急性を要する被害側に寄り添ったものではありません。「何か起きてから」では遅すぎます。
- 被害者の消耗: どこへ行っても説明を繰り返すだけの「徒労感」により、被害家族の体力・精神は削られ続けました。被害者が求めているのは「共感」ではなく「具体的な問題解決」です。

3. 学校および教育委員会の組織的過失の指摘

調査の過程で明らかになった、当時の学校および川崎町教育委員会の対応には、教育機関としての欠陥があったと思います。

- 記録の信憑性と改ざん: 適切な記録が欠落しているのみならず、事実を歪曲・改悪した記録が存在したことは、組織的な隠蔽体質を象徴しています。
- 意識の不在と人災: 「何に向かって仕事をしていたのか」と疑念を抱かざるを得ない不誠実な対応は、いじめを「からかい」という言葉で矮小化し、被害を拡大させた明確な「人災」です。

4. 再発防止および社会への提言

いじめは、大人社会であれば「犯罪」に該当する行為です。これを「子供のしたこと」として放置する構造を根本から変える必要があります。

- **加害者への早期介入:** 加害行動は、児童からの SOS のサインでもあります。海外事例のように、カウンセリングの義務化や外部専門組織の早期介入を標準化すべきです。
- **実効性のある施策の実行:** 本報告書の提言を「机上の空論」に終わらせず、速やかに町内で実行に移すことを強く要望します。
- **広域的な注意喚起:** 川崎町での教訓を他自治体へも共有し、同様の不適切な指導や放置が二度と起きないように、犯罪防止の観点から注意喚起を促すべきです。

5. おわりに

事件発生から長い年月が経ちましたが、第三者委員会の設立により、ようやくここまで辿り着くことができました。関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。子供たちは今も心に深い傷を抱えておりますが、この経験を無駄にせず、社会の在り方を問う一助となるよう、親として見守り続けていく決意です。

参考資料添付